

事業所から出るごみの処理方法 (事業系一般廃棄物)



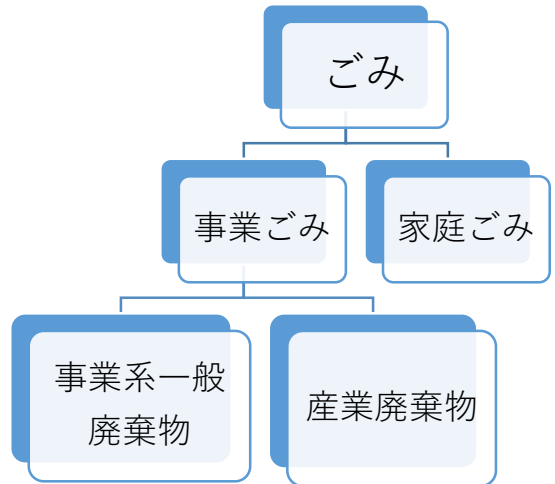
竹富町 町民課

1.事業ごみとは？

一般家庭の生活ごみ以外のごみ

法人・個人・営利及び非営利団体（会社・工場・飲食店・官公署・学校・病院・宗教法人・住居兼店舗の店舗部分等）の事業活動から生じるごみの全て「事業ごみ」となります。

- ・家庭ごみ
一般家庭からでるごみ
- ・事業ごみ
事業活動からでるごみ
- ・事業系一般廃棄物
事業活動により生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物
- ・産業廃棄物
事業活動により生じた廃棄物のうち、法令で定められた廃棄物



2.事業者の責務 <廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条>

- ・事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- ・事業系一般廃棄物を処理施設へ搬入する場合は、自己搬入か、本町が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する必要があります。
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、その減量に努めなければなりません。

3.事業ごみの区分について

事業系ごみの主な分類

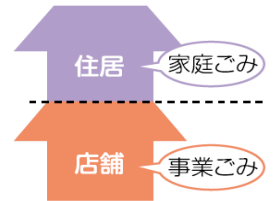
| | |
|--------------|--|
| 事業系 一般廃棄物 | <ul style="list-style-type: none">・事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類のごみ（産業廃棄物）以外の廃棄物・例として食品の食べ残しや売れ残り、調理残さなど（産業廃棄物に該当するものは除く。） |
| 産業廃棄物 | <ul style="list-style-type: none">・行活動に伴って生じた廃棄物のうち、処理物処理法で定められた20種類の廃棄物（P8産業廃棄物を参照） |
| 事業系資源物 | <ul style="list-style-type: none">・リサイクル可能な廃棄物を適正に分別することで、ごみの減量やリサイクル、コスト削減にも繋がる。（紙類や繊維、飲料用のびん・かん・ペットボトル、金属くずなど） |

家庭ごみと一緒に事業ごみは出してはいけません！

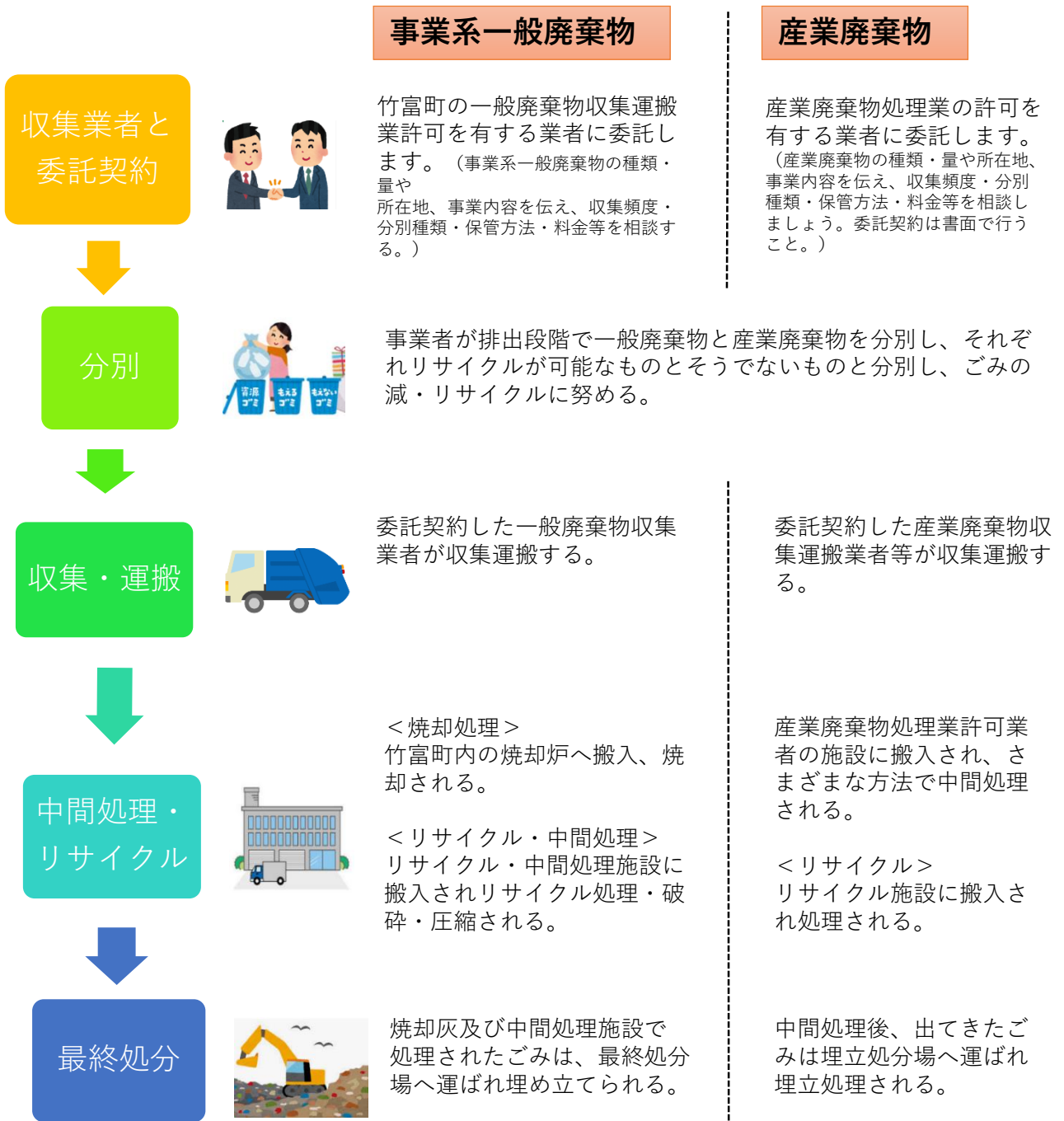
町では、事業ごみの収集運搬を行っていません。家の前に出せるごみ（収集人と委託契約している場合は除く。）は、家庭から排出されるごみのみです。事業ごみを家庭ごみとして出す行為は、量や廃棄物・資源物（新聞や段ボール、ペットボトル等）に関係なく「**不法投棄**」とみなされます。

※住居兼店舗の建物の場合は、ごみを別々に出してください。

住居と店舗・事務所等の事業所が同一の建物であっても、事業ごみは家庭ごみと一緒に出すことはできません。家庭ごみと事業ごみがわかるように別々に分けて出してください。**事業ごみが家庭ごみと混ぜて出されている場合は、収集いたしません。**



4. 事業ごみの処理の流れ



5.事業ごみの収集・運搬、処理方法

生ごみ

【例】

食品の食べ残し、食品の売れ残り、調理残さ、
魚のあら等

【運搬方法】

竹富町では生ごみは収集しておりません。

【処理方法】



自家処理

※コンポストは家庭から出る生ごみのみ使用可

もやさな
いごみ

【例】

プラの食器類、化粧ビン、歯ブラシ、刃物類、
乾電池、陶器類、靴類、保冷剤、アルミホイル等



【収集・運搬方法】

- ・委託した一般廃棄物収集業者が収集・運搬
- ・自ら町のごみ処理施設へ搬入
- ・委託した産業廃棄物収集業者が収集・運搬

【処理方法】



- ・町内処理施設にて処理
- ・中間処理施設に集めてリサイクル施設へ
- ・産業廃棄物処理施設にて処理

自己搬入する際は必ず担当課に連絡を！

チェック！

各島の一般廃棄物処理施設（リサイクルセンターは除く）は電話を設置しておりませんので、自己搬入される際は、竹富町役場町民課生活環境係までご連絡ください。

（代表）0980-62-6191 （直通）0980-83-2574

※竹富町リサイクルセンターには電話を設置しておりますが、管理人が作業中は連絡が取れない場合があるのでその際は町民課までご連絡ください。



もやす
ごみ



【例】

紙の菓子容器、コーヒーのかす、煙草の吸殻、
紙くず、紙オムツ、食品用乾燥剤等



【収集・運搬方法】

- ・委託した一般廃棄物収集業者が収集・運搬
- ・自ら町のごみ処理施設へ搬入



【処理方法】

- ・町内の焼却炉施設にて焼却後、最終処分場へ埋立

びん類

【例】

飲料、酒類、ドリンク類、醤油、ジャム
菓子類等のびん類



【収集・運搬方法】

- ・委託した一般廃棄物収集業者が収集・運搬
- ・自ら町のごみ処理施設へ搬入

【処理方法】

- ・中間処理施設に集めてリサイクル施設へ
- ・最終処分場へ埋立（割れているもの等）

※繰り返し使えるびん（一升びん、ビールびん）は販売店へ返却

汚れた物はどうすればいいの？

容器や包装類、アルミホイルに付着した汚れは、**水できれいにすすいで汚れを落としてから出してください。**汚れたままだとリサイクルができなくなるほか、異臭を発生させ虫やカラス等呼び寄せる原因となります。

※マヨネーズやケチャップ、歯磨き粉などの容器でチューブ状の物は、ハサミなどでチューブの胴部分を切ると内部まできれいに洗えます。

チェック！



古紙類 【例】

段ボール、新聞紙、紙パック、雑誌



【収集・運搬方法】

- ・委託した一般廃棄物収集業者へ収集・運搬
- ・自ら町のごみ処理施設へ搬入
(町民課へ必ず事前連絡すること)



【処理方法】

- ・中間処理施設に集めてリサイクル施設へ
- ・リサイクルできないものは焼却又は埋立

ペット ボトル 【例】

飲料用、醤油等のボトル等



【収集・運搬方法】

- ・委託した一般廃棄物収集業者が収集・運搬
- ・自ら町のごみ処理施設へ搬入
(町民課必ず事前連絡すること)



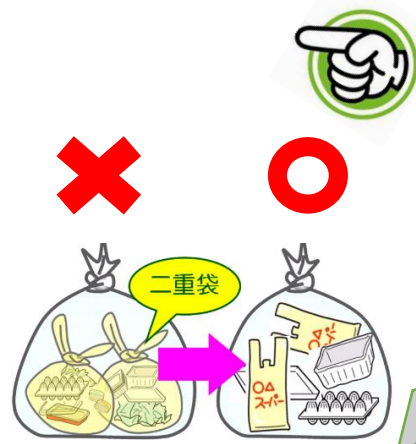
【処理方法】

- ・中間処理施設に集めてリサイクル施設へ

二重袋って何？なぜ袋を二重にはしてはいけないの？

チェック！

ごみを収集後、リサイクルセンター及び各島の一般廃棄物処理施設にて分別作業を行います。**二重袋になっていると中身が確認できない**ため、袋を破り中身を確認する必要があります。分別作業に支障が出るほか、袋の中身によっては作業員が**ケガ**する恐れがありますので、袋を二重にはしないでください。



空き缶

【例】

飲料、酒類、お菓子、お茶、缶詰等



【収集・運搬方法】

- ・委託した一般廃棄物収集業者が収集・運搬
- ・自ら町のごみ処理施設へ搬入

【処理方法】

- ・中間処理施設に集めてリサイクル施設へ



プラス

【例】

チック類

プラスチック製容器 ボトル類、カップ・パック類、チューブ類、トレイ類 キャップ類、発砲スチロール、袋類等



【収集・運搬方法】

- ・委託した一般廃棄物収集業者が収集・運搬
- ・自ら町のごみ処理施設へ搬入

【処理方法】

- ・町内の処理施設にて処理。
- ・中間処理施設に集めリサイクル施設へ
- ・産業廃棄物処理施設にて処理



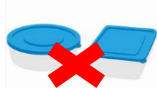
資源ごみ（プラごみ）なるのは？

メーカーや販売店が商品を入れたもの（容器）や包んだもの（包装）のうち、プラスチックでできているものがプラ資源となります。そのほとんどのものに プラマークが入っていますので、プラマークを基準に判断してください。

チェック！



素材は同じプラスチックでもリサイクルできるのは容器包装だけです。容器包装以外のプラスチック製品は「もやさないごみ」となります。



※ストロー、タッパー容器、バケツ、ライター、カミソリは「もやさないごみ」

粗大ごみ【例】

テーブル、イス、自転車、ベット、ソファ、掃除機等

【収集・運搬方法】

- ・産業廃棄物収集業者又は産業廃棄物処理業者へ連絡してください。（町では収集していません。）

【処理方法】

- ・産業廃棄物処理業者へ連絡して適正に処理してください。（町では処理できません）



家電【例】

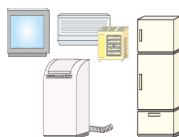
冷蔵庫、洗濯機、テレビ、クーラー

【収集・運搬方法】

竹富町では家電は回収しておりません。

【処理方法】

家電リサイクル取次所、または町内取次所、町内取次代理店に連絡し、適正に処理してください。



問い合わせ先・竹富町役場町民課生活環境係

ごみ袋は必ず2箇所縛って出してください！

チェック！

ごみはちゃんと分別し、きちんとごみ袋を2箇所縛ってから指定された曜日に出していただくようお願いいたします。

※分別されていないごみは収集いたしません。



【良い例】 2箇所結ばれている。

【悪い例】 1箇所しか結ばれていない。



パソコン 【例】

デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン
液晶ディスプレイ、液晶ディスプレイ一体パソコン

【収集・運搬方法】

竹富町では家電は回収しておりません。

【処理方法】

メーカーによりリサイクルされます。

※「PCリサイクルマーク」がついているか確認

①マークがついている場合

回収・リサイクル費用は一切かかりません。

②マークがついていない場合

回収・リサイクル料金が必要です。

メーカーの連絡先など、詳しくは「パソコン3R推進センター」へお問い合わせください。

(<http://www.pcc3r.jp> TEL:09-5282-7685)

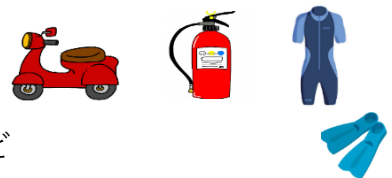


6.その他町で収集、処理しないごみ

●廃自動車、タイヤ、バッテリーなど



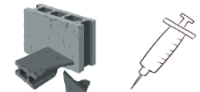
●毒物・農薬・劇薬・バイク・消火器など



●カヌー・ボート・耐火金庫・ダイビング用品など

●医療系廃棄物（注射器・注射針・感染の恐れのある脱脂綿、ガーゼ等）

●建築廃材・土砂・コンクリート片・瓦・トタン・その他



●農業用ビニール（ビニール・多量の肥料袋・その他塩化ビニール製品）

●油類・ペンキ類



※販売店に引き取ってもらうか、処分業者へ依頼してください。

7.町で収集しないごみの主な処理先

八重山地区産業廃棄物処分業者（沖縄県環境部環境整備課HPより R2.5.15現在）

| 所在地 | 業者名 | 連絡先 | 産業廃棄物の種類 |
|-----|----------------------|--------------|--------------------------------|
| 竹富町 | 池村建設(有) | 0980-85-6611 | 木くず・金属くず、がれき類 |
| 石垣市 | (有)エメラルドグリーンコーポレーション | 0980-88-8485 | 木くず、ガラスくず、がれき類 |
| | (有)先島メンテナンス | 0980-83-0167 | 汚泥、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、がれき類 |
| | (有)金城運送 | 0980-83-2853 | 廃プラ、木くず、金属くず（車も含む）、がれき類 |
| | 八重山自動車解体所 | 0980-82-6601 | 木くず、金属くず（車も含む）、がれき類 |
| | (株)八重島工業 | 0980-83-5269 | がれき類 |
| | 長尾 明 | 0980-82-0708 | 汚泥、廃油、動植物性残さ、動物のふん尿 |
| | 丸尾建設(株) | 0980-82-4324 | 廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず |
| | (有)サキシマリサイクルプラザ | 0980-88-7281 | 廃プラ、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（車も含む） |
| | 合同会社 3K | 0980-82-0708 | 汚泥、廃油、動植物性残さ、動物のふん尿 |

※処分する際は上記業者へ連絡し、収集運搬方法についてもご確認ください。

※使用済自動車のリサイクルについては海上輸送費補助が活用できます。

上記以外の町で処理できないごみ

| 所在地 | 業者名 | 連絡先 | 廃棄物の種類 |
|-----|-------------|--------------|---------|
| 石垣市 | 八重山自動車商会 | 0980-82-2085 | 消火器 |
| | システム防災 | 0980-82-1299 | |
| | 先島メンテナンス(有) | 0980-83-0167 | 浄化槽汲み取り |
| | 浄環企画 | 0980-83-7795 | |
| | パラダイスアメニティ | 0980-83-4134 | |
| | 水質管理サービス(有) | 0980-85-0555 | |
| | 石垣衛生社 | 0980-83-4960 | |
| | 八拳警備保障 | 0980-83-0167 | |

処理が難しいごみについて

カヌー、カヤック、ダイビング用品等の素材として使用されている強化プラスチック、シリコン、ゴム等は処理が困難なものが多く、町では処理できないごみとして取り扱っています。

強化プラスチック、シリコン、ゴム等のなかにリサイクル可能なものがありますので、資源として有効活用するためにも、リサイクル業者に処理委託していただけるようご協力お願いいたします。

チェック!



8.産業廃棄物

産業廃棄物とは、工業、建設業、製造業、サービス業など全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、次に上げる**20種類**のものです。

| No | 種類 | 具体的な例 |
|----|--|---|
| 1 | 燃え殻 | 石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性灰、産業廃棄物の焼却残灰・炉内掃出物 |
| 2 | 汚泥 | 工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベンナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、浄水場泥 |
| 3 | 廃油 | 廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類 |
| 4 | 廃酸 | 廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程その他の酸性廃液 |
| 5 | 廃アルカリ | 廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液 |
| 6 | 廃プラスチック | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ごみくず、廃タイヤ（合成ゴム）等 |
| 7 | 紙くず | 建設業に係るもの、パイプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るもの、PCBが塗布され又は染み込んだもの |
| 8 | 木くず | 建設業に係るもの、木材又は木製品製造業、パルプ製造業及び輸入木材卸業に係るもの、PCBが染み込んだもの |
| 9 | 繊維くず | 建設業に係るもの、繊維工業、PCBが染み込んだもの |
| 10 | 動植物性残渣 | 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業が原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくず、等） ※なお、卸小売業、飲食店等から排出されるものは事業系一般廃棄物となる。 |
| 11 | 動物系固形不要物 | と畜場において屠殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処分場において処理した食鳥に係る固形場不要物 |
| 12 | ゴムくず | 天然ゴムくず |
| 13 | 金属くず | 切削くず、研磨くず、空き缶、スクラップ |
| 14 | ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くず |
| 15 | 鉱さい | 高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューポラのノロ、鋳物廃砂、不良鉱石 |
| 16 | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに分類する不要物 | コンクリートの破片（セメント、アスファルト）、レンガの破片、かわら片等の不燃物 |
| 17 | 動物のふん尿 | 畜産農業に係るもの |
| 18 | 動物の死体 | 畜産農業に係るもの |
| 19 | ばいじん（ダスト類） | 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって補足したもの |
| 20 | 処分するために処理したもの（政令第2条第13号廃棄物） | (1)～(19)に掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物のうち航行廃棄物を除いたものを処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの…コンクリート固形化物など |